

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

キャリアアップ助成金、正社員化コース等一部変更・新設

2021年度の雇用・労働分野の助成金が公開されました。今回はその中でもご質問の多い、非正規労働者を正社員化するなどの取組をした際に利用できる、キャリアアップ助成金についてご紹介いたします。

正社員化コース

■制度の概要: 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

【1人当たり、中小企業の場合】

転換内容	支給額
①有期→正規	57万円
②有期→無期 ③無期→正規	28.5万円

加算措置	加算額
派遣労働者を正規で直接雇用した場合	28.5万円
母子・父子家庭の母・父を転換等した場合	9.5万円
勤務地・職務限定正社員制度・短時間正社員制度(※)を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合	9.5万円

(※)今年度追加

■新要件

転換等前6ヶ月と転換等後6ヶ月の賃金(賞与含めず)を比較して**3%以上増額**していること

(※前年度までは、A:賞与除く賃金総額 B:賞与含む賃金総額、ABいずれかが5%以上増額していることが要件)

障害者正社員化コース(新設:障害者雇用安定助成金から移管)

■制度の概要: 障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成

①有期→正規または無期に転換 ②無期→正規に転換

対象者や支給額等の詳細は、厚生労働省のリーフレットをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000761985.pdf>

上記以外に新設・変更されているものもございます。助成金によっては、予算到達により年度途中で申請受付を終了する場合がありますので、申請を検討されている場合は、お早めに申請を検討することをお勧めします。

在宅勤務日の一時出社の交通費、算定基礎の報酬に含めるの?



昨年から在宅勤務を導入しています。もうすぐ労働保険料申告と算定基礎届の時期ですが、在宅勤務日の交通費は、算定に含むのでしょうか。



①

社会保険料・労働保険料の算定に含むか否かは、「勤務の提供地」が自宅か事業所かによります。

①勤務提供地が自宅の日だが、業務命令で事業所に一時的に出社した場合の交通費は、実費弁償であり「報酬等」には**含まれない**。

②勤務提供地が事業所の日、自宅から事業所の交通費は通勤手当として「報酬等」に**含まれる**。



②

在宅勤務は電話代や電気代がかさむことから、在宅勤務手当を支給していますが、これは報酬に含めますか。



③

在宅勤務手当については、実費弁償に当たるかどうかで判断します。

①通常必要な費用として使用しなかった場合でも返還の必要がないものは報酬等に**含まれる**。

例: 毎月5,000円、手当として支給

②在宅勤務で使用する事務用品等の購入について領収証等を提出して購入費用を精算する場合、また通信費・電気料金を明細書等を提出して精算する場合は、実費弁償に当たり報酬等に**含まれない**。



④

在宅勤務手当を支給開始して、もうすぐ3ヶ月たちますが、社会保険料の随時改定は必要ですか。



⑤

在宅勤務手当が実費弁償に当たらない場合は、随時改定の対象となります。

通勤手当の支給を廃止した月に実費弁償でない在宅勤務手当を支給開始するなど、同時に複数の固定的賃金の増減がある場合は、固定的賃金の総額が増額するのか減額するのかで、増額改定か減額改定かの判断をします。

例) 通勤手当1万円廃止、在宅勤務手当5千円開始固定的賃金は5,000円減額となったので、3ヶ月間の報酬平均が2等級以上減額となれば随時改定を行う。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労働に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
 〒561-8510
 大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
 発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
 執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193
 FAX: 06-6862-4662
 Mail: kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2021.4.20

